

○航空自衛隊車両等運用規則

昭和52年10月31日 航空自衛隊達第17号
航空幕僚長 空将 平野 晃

改正	昭和53年11月28日航空自衛隊達第29号	平成23年8月15日航空自衛隊達第32号
	昭和57年4月30日航空自衛隊達第15号	平成23年1月31日航空自衛隊達第2号
	昭和58年2月18日航空自衛隊達第4号	平成26年1月10日航空自衛隊達第1号
	昭和58年8月16日航空自衛隊達第9号	平成26年7月9日航空自衛隊達第53号
	昭和60年1月23日航空自衛隊達第3号	平成27年4月1日航空自衛隊達第11号
	昭和63年8月15日航空自衛隊達第25号	平成27年9月30日航空自衛隊達第29号
	平成5年2月1日航空自衛隊達第2号	平成29年2月27日航空自衛隊達第4号
	平成8年10月21日航空自衛隊達第20号	平成30年11月14日航空自衛隊達第23号
	平成13年7月11日航空自衛隊達第32号	令和元年6月27日航空自衛隊達第14号
	平成17年5月19日航空自衛隊達第18号	令和3年2月22日航空自衛隊達第9号
	平成18年3月23日航空自衛隊達第9号	令和3年3月17日航空自衛隊達第14号
	平成19年5月30日航空自衛隊達第28号	令和4年3月30日航空自衛隊達第26号
	平成20年12月1日航空自衛隊達第36号	令和6年7月12日航空自衛隊達第45号
	平成23年1月31日航空自衛隊達第2号	

航空自衛隊車両等運用規則を次のように定める。

航空自衛隊車両等運用規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 職責（第4条・第5条）
- 第3章 使用及び運行（第6条－第12条）
- 第4章 操縦手及び操縦免許（許可）証（第13条－第24条の3）
- 第5章 駐車場（第25条－第27条）
- 第6章 安全（第28条－第33条）
- 第7章 記録（第34条－第37条）
- 第8章 雑則（第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊の部隊等における車両等の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 車両等の運用については、関係法令等に定めがあるもののほか、この達の定めるところによる。

2 自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「隊法」という。）第76条から第79条の2まで、第81条、第81条の2、第82条の2から第83条の3まで、第100条の6、第100条の8、第100条の10、第100条の12、第100条の14、第100条の16及び第100条

の18の規定に係る車両等の運用については、別に定めるところによるほか、この達の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）の適用を受ける自動車及び自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号。以下「訓令」という。）第1条に規定する自動車をいう。
- (2) 走行器材類 車両と同じ機能又はこれに準ずる機能を有するものであって、車両以外のものをいう。
- (3) 車両等 車両及び走行器材類をいう。
- (4) 運用 車両等の使用及び運行をいう。
- (5) 使用 車両等を目的達成の手段として利用することをいう。
- (6) 運行 車両等を走行すること又は車両等により作業を実施することをいう。
- (7) 部隊等 車両等を保有する編制部隊及び機関並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに支処をいう。
- (8) 隊等 部隊等において車両等の運行の業務を所掌する隊、課又は科及び支処の室並びにこれらに準ずるものとして部隊等の長が指定した班等をいう。
- (9) 基地等 基地及び分屯基地をいう。
- (10) 運転免許証 車両にあつては車種に対応する運転免許証、走行器材類にあつては、第9条第2項を除き、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許を除く運転免許証をいう。
- (11) 操縦手 運転免許証を有し、かつ、航空自衛隊車両等操縦免許証（以下「操縦免許証」という。）又は航空自衛隊走行器材類操縦許可証（以下「操縦許可証」という。）を有する者

第2章 職責

(部隊等の長の職責)

第4条 部隊等の長は、車両等の運用に関し、主として次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 隊等の行う業務の監督及び指導に関すること。
 - (2) 操縦許可証（別紙様式第1）の付与に関すること。
 - (3) 車両等及び操縦手の現況の把握に関すること。
 - (4) 駐車場の管理に関すること。
 - (5) 基地業務担当部隊等（分屯基地業務担当部隊等を含む。以下同じ。）の長が行う業務の支援に関すること。
- 2 部隊等の長は、第7条の2第3項の規定に基づき運行命令権者から報告又は第16条第6項の規定に基づき操縦免許付与権者から通知を受けた場合は、別に定める要領による処置をとるものとする。

(基地業務担当部隊等の長の職責)

第5条 基地業務担当部隊等の長は、車両等の運用に関し、主として次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 操縦免許証(別紙様式第2)の付与に関する事。
- (2) 基地等内における車両等の運行の統制に関する事。

第3章 使用及び運行

(通勤等のための使用)

第6条 部隊等の長は、他の公務に支障のない範囲内において、次の各号に掲げる目的に車両等を使用することができる。

- (1) 他に交通手段のないレーダーサイト等へき地に所在する部隊等に勤務する隊員の通勤
- (2) 1等空佐以上の自衛官及び1等空佐職配置の自衛官並びに同相当事務官等に対する宿舎等又は基地等の最寄りの交通機関と基地等の間の送迎
- (3) 前2号のほか、部隊等の長が特に必要と認めた場合

(運行命令等)

第7条 車両等の運行命令権者は、隊等の長とする。

- 2 隊等の長は、操縦手に対して車両等運行指令書(別紙様式第3)を交付して車両等の運行を命ずるものとする。ただし、走行器材類(ランウェイスーパーを除く。)で主として飛行場地区において運行させるものについては自衛隊が管理する飛行場地区に限り、また、主として倉庫(補給倉庫、屋外貯蔵所及び貨物等保管倉庫その他の倉庫をいう。以下同じ。)内及び倉庫周辺において運行させるものについては倉庫内及び倉庫周辺に限り、車両等運行指令書の交付を省略して運行を命ずることができる。
- 3 隊等の長は、車両等配車計画表(別紙様式第4)により運行計画を作成し、車両等の効率的運用を図るものとする。
- 4 部隊等の長は、部隊等の任務遂行上、第2項に規定する車両等運行指令書及び第3項に規定する車両等配車計画表の様式により難い場合は、別に様式を定めることができる。

(運行命令権者の確認事項)

第7条の2 運行命令権者は、操縦手が次の各号のいずれかに該当する場合は、車両等の運行を命じてはならない。

- (1) 運転免許証を所持していない場合
 - (2) 車両を運行する場合は操縦免許証、走行器材類を運行する場合は、操縦免許証又は操縦許可証を所持していない場合
 - (3) 心身の故障等により車両等の安全な運行に支障がある場合
- 2 運行命令権者は、操縦手が前項第3号に該当する場合は、必要に応じ別に定める質問票を提出させるものとする。
 - 3 運行命令権者は、前項の質問票において問題があると判断した場合は、別に定める要領により、当該操縦手の所属する部隊等の長に報告するものとする。
 - 4 運行命令権者(第28条第1項の規定により安全運転管理者とされている場合は、安全運転管理者たる運行命令権者。次項において同じ。)又はその指定する者は、車両を運行する操縦手に対し、運行前及び運行後において次の各号に掲げ

る酒気帯びの有無の確認等を行うものとする。

なお、第3号に規定する確認結果の記録は車両等運行指令書に記録することを基準とし、これにより難い場合は、酒気帯び確認記録として運行命令権者が別に定める様式を使用することができる。

- (1) 操縦手の状態を目視等により確認
- (2) アルコール検知器を用いた確認
- (3) 前2号の確認結果の記録

5 運行命令権者又はその指定する者は、前項第2号において使用するアルコール検知器を常時有効に保持するものとする。

6 前2項について、第28条第1項ただし書に規定する場合にあっては、別に示すところによる。

(運行命令によらない操縦の禁止)

第8条 第7条第2項に規定する運行命令を受けた者以外の者は、車両等を操縦してはならない。

(走行器材類の運行制限)

第9条 走行器材類は、基地等外の道路（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。）において運行してはならない。ただし、車両法第34条に規定する臨時運行の許可を受けている場合は、この限りでない。

2 前項ただし書により走行器材類を道路において運行する場合は、道交法第84条（仮運転免許を除く。）に規定する、走行器材類に対応する運転免許証を有する者がこれを行うものとする。

(操縦手の携行すべき物件)

第10条 操縦手は、車両等を操縦する場合は、法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるものを携行しなければならない。

- (1) 車両等運行指令書（飛行場地区、倉庫内及び倉庫周辺で運行させる走行器材類（ランウェイスイーパーを除く。）は除く。）
- (2) 車両を操縦する場合は、操縦免許証
- (3) 走行器材類を操縦する場合は、操縦免許証又は操縦許可証
- (4) 自動車検査証（訓令第16条第1項に規定する自動車検査証をいう。）（走行器材類の場合を除く。）

(緊急自動車の使用命令権者)

第11条 自衛隊用自動車が緊急自動車の指定を受ける場合の手続等に関する訓令（昭和58年防衛庁訓令第25号）第3条の規定に基づき緊急自動車を使用する場合の使用命令権者は、同条各号に係のある隊等の長又はこれに準ずるものとして部隊等の長が指定した者とする。

(緊急自動車の運行制限)

第12条 緊急自動車の指定を受けた車両は、使用命令権者が緊急自動車としての使用を命じた場合のほか、これを緊急自動車として運行してはならない。

第4章 操縦手及び操縦免許（許可）証

(操縦資格)

第13条 運転免許証及び操縦免許証を有する者でなければ、車両を操縦してはならない。

2 運転免許証を有し、かつ、操縦免許証又は操縦許可証を有するものでなければ、走行器材類を操縦してはならない。

3 前項に規定する者が走行器材類を操縦する場合、運転免許証の種類は、当該走行器材類に対応するものである必要はない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、運転免許証を有し、かつ、該当する車種の操縦免許証又は操縦許可証を有する者の指導の下に当該車両等の操縦訓練を受ける場合は、車両等を操縦することができる。

5 運転免許証、操縦免許証及び操縦許可証を有しない者が、操縦訓練を受ける場合は、操縦訓練場（部隊等の長が操縦訓練場であることを明示し、かつ、他の車両等及び人員の立入りを禁止した臨時の施設を含む。）で行うものとする。

（操縦免許証の付与）

第14条 操縦免許証の付与権者は、基地業務担当部隊等の長（車両等の操縦の術科教育課程学生については、当該教育を担当する術科学校長）とする。

2 操縦免許証は、第16条に規定する操縦免許試験に合格し、別に定める質問票において問題がないと判断された者に対して付与するものとする。

（操縦免許証の付与申請）

第15条 部隊等の長は、運転免許証を有する隊員に操縦免許証を取得させる必要があると認めた場合は、操縦免許証の付与権者に申請するものとする。

（操縦免許試験）

第16条 操縦免許証の付与権者は、前条に規定する申請に係る者に対し、次の各号に掲げる事項について試験及び検査を行うものとする。

（1）操縦技能

（2）車両の部隊整備及び構造機能に関する知識

（3）交通法規及び安全運転に関する知識

（4）航空自衛隊における車両関係規則等に関する知識

（5）心理適性

2 操縦免許証の付与権者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、当該各号に掲げる操縦免許試験の一部を免除することができる。

（1）受験者の運転経歴等により、あらかじめ部隊等の長が認めた者に対しては、前項第1号に掲げる操縦技能の試験のうち、普通免許に係る試験

（2）受験者のうち、心理適性検査に関する達（昭和52年航空自衛隊達第4号）別表に定める運転適性検査（甲）の結果が準適以上の者に対しては、前項第5号に掲げる心理適性の検査

3 操縦免許証の付与権者は、第1項の試験及び検査を行うに当たっては、原則として、次の各号に掲げる者を試験委員として指名し、又は委嘱するものとする。

（1）付与特技が輸送補給で職務記号TPの配置にある幹部自衛官又はこれ

と同等以上の能力を有すると操縦免許証の付与権者が認めた者

(2) 付与特技が衛生で職務記号C P若しくは隊務管理で職務記号A Pの配置にある幹部自衛官又はこれに相当する事務官等

4 操縦免許証の付与権者は、操縦免許試験を行うに当たり必要と認める場合は、受験者に対して準備教育を行うことができる。

5 操縦免許証の付与権者は、操縦免許試験の際、受験者に別に定める質問票を提出させるものとし、提出のない者には当該試験を受験させないものとする。

6 操縦免許証の付与権者は、前項の質問票において問題があると判断した場合、別に定める要領により、当該受験者の所属する部隊等の長にその旨を通知するものとする。

7 操縦免許証の付与権者は、操縦免許試験の際、受験者に運転免許証を提示させるものとし、提示のない者には当該試験を受験させないものとする。
(車種、区域の限定その他の条件)

第17条 操縦免許証の付与権者は、操縦手の保有する運転免許証その他の関係公資格及び操縦技能等に応じて当該操縦手が操縦することのできる車種、区域を限定し、及びその他の条件を付し、これを操縦免許証に記載するものとする。

2 操縦手は、車両等を操縦する際は、前項の条件に従わなければならない。
(操縦免許証の記載事項の変更)

第18条 操縦免許証の付与権者は、操縦免許証の記載事項を変更すべき事由が生じた場合は、その都度処置するものとする。

(操縦免許証の有効期間)

第19条 操縦免許証の有効期間は、原則として3年とする。

(操縦免許証の更新)

第20条 部隊等の長は、隊員の有する操縦免許証の更新を必要と認める場合は、当該免許証の有効期間が満了する日の3か月前から当該期間が満了する日までの間に付与権者に申請するものとする。

2 操縦免許証の付与権者は、前項の申請を受けた場合は、次条に規定する更新試験を行い、これに合格し、別に定める質問票において問題がないと判断された者について操縦免許証を更新するものとする。

(更新試験)

第21条 操縦免許証の更新試験は、第16条に規定する操縦免許試験に準じて行うものとする。ただし、同条第1項第2号から第5号までに掲げるものに係る試験及び検査については、付与権者が必要と認める場合に限り実施するものとする。

2 次の各号の一に該当する者は、更新試験のうち、第16条第1項第1号に掲げる操縦技能に係る試験を免除することができる。

(1) 付与特技が輸送補給で職務記号T Pの配置にある幹部自衛官及び付与特技が輸送である准曹士

(2) 更新時において過去3年間無事故操縦手(車両の無事故表彰に関する達(昭和63年航空自衛隊達第25号)第2条第1号に規定する車両の無事故操縦手をいう。)であった者

(操縦免許証の返納及び再交付)

第22条 部隊等の長は、操縦免許証を有する隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該操縦免許証を付与権者に返納させなければならない。

(1) 運転免許の取消し又は効力の停止を受けた場合

(2) 自己の責に帰すべき事由により車両等の事故を起こし、部隊等の長が再訓練を必要と認めた場合

(3) 部隊等の長が操縦手として不適格と認めた場合

(4) 操縦免許証の有効期間が満了した場合

(5) 退職する場合

2 部隊等の長は、前項第1号から第3号までのいずれかに該当して操縦免許証を返納させた隊員について、操縦免許証の再交付が適当であると認めるに至ったときは、付与権者に再交付を申請することができる。

3 部隊等の長は、操縦免許証を有する隊員がこれを破損し、又は亡失した場合は、速やかに付与権者に届け出るとともに、必要に応じ、再交付を申請するものとする。

4 操縦免許証の付与権者は、部隊等の長から前2項の申請を受けた場合は、これを審査の上、再交付することができる。

(操縦許可証の付与等)

第23条 操縦許可証の付与権者は、走行器材類を保有する部隊等の長とする。

2 隊等の長は、運転免許証を有する隊員に操縦許可証を取得させる必要があると認めた場合は、操縦許可証の付与権者に申請するものとする。

3 操縦許可証は、次項に規定する操縦許可試験に合格した者に対して付与するものとする。

4 操縦許可証の付与権者は、前項の規定により次の各号に掲げる事項について試験及び検査を行うものとする。

(1) 操縦技能(走行時及び作業時)

(2) TO等に記載された走行器材類の操縦特性、構造機能及び作業手順に関する知識

(3) 基地等の交通規則及び安全運転に関する知識

(4) 航空自衛隊における車両関係規則等に関する知識

(5) 心理適性

5 操縦許可証の付与権者は、受験者のうち、心理適性検査に関する達別表に定める運転適性検査(甲)の結果が準適以上の者に対しては、前項第5号に掲げる心理適性の検査を免除することができる。

6 操縦許可証の付与権者は、第4項の試験及び検査を行うに当たっては、原則として、次の各号に掲げる者を試験委員として指名し又は委嘱するものとする。

(1) 走行器材類を保有する隊等の幹部自衛官のうち走行器材類の知識及び技能を有している者又はこれと同等以上の能力を有すると操縦許可証の付与権者が認めた者

(2) 付与特技が衛生で職務記号CP若しくは隊務管理で職務記号APの配

置にある幹部自衛官又はこれに相当する事務官等

- 7 操縦許可証の付与権者は、操縦許可試験の際、受験者に運転免許証を提示させるものとし、提示のない者には当該試験を受験させないものとする。
- 8 操縦許可証の返納及び再交付は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 隊等の長は、操縦許可証を有する隊員に対し、適宜、知識及び技能の確認を実施するとともに、次に掲げるいずれかに該当する場合は、当該操縦許可証を付与権者に返納させなければならない。
 - ア 運転免許の取消し又は効力の停止を受けた場合
 - イ 自己の責に帰すべき事由により車両等の事故を起こし、隊等の長が再訓練を必要と認めた場合
 - ウ 隊等の長が操縦手として不適格と認めた場合
 - エ 走行器材類を保有しない部隊等へ異動する場合
 - オ 退職する場合
 - (2) 隊等の長は、前号アからウまでのいずれかに該当して操縦許可証を返納させた隊員について、操縦許可証の再交付が適当であると認める場合は、付与権者に再交付を申請することができる。
 - (3) 隊等の長は、操縦許可証を有する隊員がこれを破損し、又は亡失した場合は、速やかに付与権者に届け出るとともに、必要に応じ、再交付を申請するものとする。
 - (4) 操縦許可証の付与権者は、隊等の長から前2号の申請を受けた場合は、これを審査の上、再交付することができる。
- 9 操縦許可証の更新、車種、区域等の限定、記載事項の変更その他操縦許可証に関し必要な事項については、付与権者が定めるものとする。

(異動等の場合の取扱い)

第24条 操縦免許証及び操縦許可証は、その保有者が付与権者を異にして異動又は臨時勤務した場合においても効力を有する。

- 2 操縦免許証又は操縦許可証を有する隊員は、付与権者を異にして異動又は臨時勤務する場合は、異動先又は臨時勤務先の付与権者に当該操縦免許証又は操縦許可証を提出して確認を受けなければならない。
- 3 操縦免許証又は操縦許可証を有する隊員の異動先又は臨時勤務先部隊等の長は、当該隊員に基地等の関係規則、基地等内及び周辺の道路状況等に関し、所要の教育をした後に車両等を運行させるものとする。

(他基地等での取扱い)

第24条の2 操縦免許証又は操縦許可証を有する隊員が他基地等で車両等を運行する場合、隊等の長は、当該他基地等に移動する前に、当該他基地等の関係規則、道路状況等に関し所要の教育を実施するものとする。ただし、移動前に教育が実施できなかった場合は、移動後に速やかに実施するものとする。

- 2 基地業務担当部隊等の長又は車両等を運行する地区を管理する部隊等の長は、前項の教育に関し必要な支援を実施するものとする。

(航空自衛隊の部隊等以外に所属する航空自衛隊の隊員の取扱い)

第24条の3 操縦免許証の付与権者は、航空自衛隊の部隊等以外に所属する航空

自衛隊の隊員の操縦免許証に関する業務について、当該隊員の所属する部隊等の長の依頼に基づき、第14条から第22条の規定に準じて行うものとする。

第5章 駐車場

(駐車場の設置)

第25条 基地司令及び分屯基地司令は、車両等の駐車場を設置し、部隊等の長に、使用場所を指定して使用させるものとする。

(駐車場の管理責任者)

第26条 部隊等の長は、前条の規定により指定された駐車場に管理責任者を置き、隊等の長をもって充てるものとする。

2 駐車場の管理責任者は、駐車場に関し主として次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 車両等の駐車要領に関すること。

(2) 駐車場における災害予防及び非常の場合の対策に関すること。

(3) 駐車場における規律の維持に関すること。

(駐車)

第27条 車両等は、使用する場合を除き、定められた駐車場に駐車するものとする。

第6章 安全

(安全運転管理者等及びその届出)

第28条 道交法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者は、これに定める台数の車両を保有する隊等の運行命令権者とする。ただし、当該運行命令権者が同項の規定に基づく要件を備えていない場合にあっては、当該運行命令権者が、隊等に所属する適任の隊員を充てるものとする。

2 安全運転管理者は、道交法第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者として、隊等に所属する適任の隊員を充てるものとする。

3 道交法第74条の3第5項に規定する届出は、基地業務担当部隊等の長が行うものとする。

(助手)

第29条 隊等の長は、大型車両（道交法第3条に規定する大型自動車及び大型特殊自動車をいう。）を運行する場合は、努めて助手を乗務させ、安全確認、操縦手の居眠り防止、乗車人員又は積荷の点検、車両等の誘導その他操縦手に対する必要な援助を行わせるものとする。

(乗車者)

第30条 乗車者は、乗務員（操縦手及び助手をいう。以下この条において同じ。）が運行の安全を図るために行う指示に従わなければならない。

2 乗車者は、車両の安全運行について積極的に協力するものとし、運行に危険があると認めるときは、乗務員に対して注意を喚起する等、状況に適合する処置を講ずるものとする。

3 乗車者は、乗車中の車両に事故が発生した場合は、第32条第1項及び第2項の処置に関し操縦手を援助するものとする。

(事故の確認)

第31条 操縦手は、車両等を操縦中、他に人的若しくは物的損害を与え、

又は他から損害を受けたと判断したときは、直ちにこれを確認しなければならない。

(事故時の現場における処置)

第32条 操縦手は、自己の操縦する車両等により事故（輸送中の事故であつて航空自衛隊輸送規則（昭和52年航空自衛隊達第16号）第34条の規定により輸送指揮官又は物品宰領者が処置する輸送人員又は輸送貨物の事故を除く。）が発生した場合は、道交法第72条第1項に規定する措置のほか、速やかに所属部隊等の長に報告するものとする。

2 操縦手は、努めて事故現場を保存するものとする。

3 操縦手が負傷その他の理由により、前2項に定める処置ができない場合にあっては、助手、乗車者又は現場に居合わせる隊員がこれにあたるものとする。

(部隊等の長の事故処理)

第33条 部隊等の長は、前条第1項に規定する事故の報告を受けた場合は、応急の処置を講ずるとともに、速やかに事故現場の最寄りの基地の地方警務隊長に通知するものとする。

第7章 記録

(運行記録)

第34条 操縦手は、運行記録計（訓令別冊第1第2項の表45の項の運行記録計をいう。）を備えている車両を運行する場合は、これを使用して運行しなければならない。

2 隊等の長は、前項による運行記録を分析して、安全運行の資として活用するとともに、整理、保管するものとする。

(操縦手資格記録)

第35条 隊等の長は、車両等操縦手資格記録（別紙様式第5）を備え、操縦手の資格、心理適性検査、走行距離、事故及び表彰の経歴等を記録するものとする。

2 操縦手資格記録は、操縦手が異動する場合は、人事記録とともに異動先の部隊等の長に送付するものとする。

(操縦免許証及び操縦許可証の発行台帳)

第36条 操縦免許証及び操縦許可証の付与権者は、台帳を備えて操縦免許証又は操縦許可証の発行状況を常に明らかにするものとする。

(記録等の保存期間)

第37条 車両等の運行等に関する次の各号に掲げる記録等の保存期間は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第7条第2項に規定する車両等運行指令書 1年

(2) 第7条第3項に規定する車両等配車計画表 1年

(3) 第7条の2第4項に規定する酒気帯び確認記録 1年

(4) 第34条第2項に規定する運行記録 1年

(5) 第35条第1項に規定する車両等操縦手資格記録 離職した日に係る特定日以後1年

(6) 前条に規定する操縦免許（許可）証の発行台帳 3年

第8章 雑則

(委任規定)

第38条 部隊等の長は、この達に定めるもののほか、この達の実施について必要な事項を定めることができる。

附 則 (平成23年1月31日航空自衛隊達第2号)

- 1 この達は、平成23年3月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際現に作成されている改正前の航空自衛隊車両等運用規則別紙様式第3による様式の内紙は、残存部数に限り使用することができる。

附 則 (平成26年1月10日航空自衛隊達第1号)

この達は、平成26年1月10日から施行する。

附 則 (平成26年7月9日航空自衛隊達第53号)

この達は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日航空自衛隊達第11号)

- 1 この達は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 この達の第23条第4項第5号に規定する検査については、心理適性検査に関する達の一部改正に関する達 (平成27年航空自衛隊達第12号) 施行の日から行うものとする。

附 則 (平成27年9月30日航空自衛隊達第29号)

この達は、平成27年9月30日から施行する。

附 則 (平成29年2月27日航空自衛隊達第4号)

この達は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (平成30年11月14日航空自衛隊達第23号)

この達は、平成30年11月15日から施行する。

附 則 (令和元年6月27日航空自衛隊達第14号)

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年2月22日航空自衛隊達第9号)

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に作成されている改正前の航空自衛隊車両等運用規則別紙様式第3、別紙様式第4及び別紙様式第5による様式の内紙は、残存部数に限り使用することができる。

附 則 (令和4年3月30日航空自衛隊達第26号)

- 1 この達は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条の2第4項第2号及び第5項の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に作成されている改正前の航空自衛隊車両等運用規則別紙様式第1による様式の内紙は、残存部数に限り使用することができるものとするほか、現に発行されているものは、更新時又は異動時まで使用することができるものとする。
- 3 この達の施行の際、現に作成されている改正前の航空自衛隊車両等運用

規則別紙様式第2による様式用の紙は、残存部数に限り所要の修正を加え使用することができるものとするほか、現に発行されているものは、所要の修正を加え使用することができるものとする。

附 則（令和6年7月12日航空自衛隊達第 号）
この達は、令和6年7月12日から施行する。

別紙様式第1（第4条関係）

（表 面）

航空自衛隊走行器材類操縦許可証		許可番号	
氏名		発行年月日	有効期限
階級	認識番号	所属部隊等	
<p>上記の者は、裏面記載の事項に限定して航空自衛隊走行器材類を操縦することを許可する。</p> <p>付与権者 官 職 氏 名 印</p> <p>操縦に際しては、常に携帯しなければならない。</p>			
更 新 記 録			
更 新 年 月 日			
有 効 期 限			
選 考 委 員 印			

8. 6センチメートル

5. 5センチメートル

5. 5センチメートル

(裏 面)

限 定 事 項		選考委員印
車 種	操 縦 指 定 区 域	

注： 台紙は淡黄色とする。

(裏 面)

限 定 事 項		選考委員印
車 種	操 縦 指 定 区 域	
条 件		

注： 台紙は淡青色とする。

別紙様式第3 (第7条関係)

車種		車 両 等 運 行 指 令 書		令和 年 月 日			配車部隊等			運行命令権者姓階級		
車種	登録番号	指令番号	経路	到着場所	時刻	使用者	乗車人員及び積載物品	燃料補給量	時間	キロ計又は時間計の読み	運行記録	
											所属	姓階級
操縦手姓階級												
配車係姓階級								0			0	
区	分	出	発	所	場	刻	着	刻	時	分	秒	目的
予	定											
実	施											
キロ計、時間計												
予	定											
実	施											
キロ計、時間計												
予	定											
実	施											
キロ計、時間計												
酒気帯び確認	確認者姓階級	確認日時	検知器使用	酒気帯び	備考							
	運行前		有・無	有・無								
運行後			有・無	有・無								

注：1 酒気帯び確認において、次の事項は必要があれば備考に記載するものとする。

- (1) 確認方法が対面でない場合は、確認の具体的方法
- (2) 指示事項
- (3) その他必要な事項

2 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

3 走行キ口 (無事故走行キ口は換算キ口数)												
年度			年度			年度			年度			
内訳	総走行 キ	無事故 走行キ口	内訳	総走行 キ	無事故 走行キ口	内訳	総走行 キ	無事故 走行キ口	内訳	総走行 キ	無事故 走行キ口	
前年度 累計			前年度 累計			前年度 累計			前年度 累計			
4			4			4			4			
5			5			5			5			
6			6			6			6			
7			7			7			7			
8			8			8			8			
9			9			9			9			
10			10			10			10			
11			11			11			11			
12			12			12			12			
1			1			1			1			
2			2			2			2			
3			3			3			3			
合計			合計			合計			合計			
累計			累計			累計			累計			

